

○少年指導委員の運営に関する規程（平成19年5月17日公委規程第3号）

[沿革] 平成23年3月公委規程第1号、26年2月第1号、28年3月第3号、令和元年6月第4号、
3年1月第1号改正

（趣旨）

第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）及び少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）に基づき、奈良県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が委嘱する少年指導委員の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（活動区域及び人員）

第2条 規則第2条第1項に規定する少年指導委員の活動区域及び活動区域ごとの少年指導委員の人員は、別表のとおりとする。

（委嘱等）

第3条 法第38条第1項の規定による少年指導委員の委嘱は、前条の活動区域ごとに、活動区域内に居住し、又は勤務し、当該活動区域を管轄する警察署長から推薦があった者のうちからこれを行うものとする。

2 前項の規定による委嘱は、委嘱状（別記様式第1号）を交付して行うものとする。

3 規則第2条第2項の規定による関係住民に対する周知は、奈良県公報に登載して行うものとする。

（再任）

第4条 前条の規定は、少年指導委員を再任しようとする場合について準用する。

（身分証明書）

第5条 公安委員会は、第3条第1項の規定により少年指導委員を委嘱したときは、少年指導委員に対し、身分証明書を交付するものとする。

2 前項の身分証明書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

3 少年指導委員は、法第38条第2項に規定する職務を行うに当たっては、前項の身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 少年指導委員は、その身分を失ったときは、身分証明書を公安委員会に返納しなければならない。

（少年指導委員記章等）

第6条 公安委員会は、少年指導委員に対し、少年指導委員記章及び少年指導委員腕章を貸与するものとする。

2 少年指導委員記章の制式は、別図1のとおりとする。

3 少年指導委員腕章の制式は、別図2のとおりとする。

4 少年指導委員は、その活動を行うに当たって必要があると認める場合においては、少年指導委員記章を着装するとともに少年指導委員腕章を着用するものとする。

5 前条第4項の規定は、少年指導委員記章及び少年指導委員腕章について準用する。
(研修)

第7条 公安委員会は、少年指導委員が適正かつ効果的に職務を遂行するために必要な知識及び技能を修得させるため、法第38条第5項に規定する研修を実施するものとする。

(解嘱)

第8条 法第38条第6項の規定による少年指導委員の解嘱は、活動区域を管轄する警察署長から解嘱事由に該当するとして上申を受けた者について行うものとする。

2 前項の規定による解嘱は、解嘱通知書(別記様式第3号)を交付して行うものとする。

(弁明の機会の付与)

第9条 規則第8条の規定による少年指導委員に対する弁明の機会の付与は、弁明通知書(別記様式第4号)により、期日の14日前までに通知するものとする。

(立入りに係る指示)

第10条 法第38条の2第2項の規定による少年指導委員に対する立入りの指示は、立入り指示書(別記様式第5号)を交付して行うものとする。

2 法第38条の2第3項の規定による少年指導委員の立入りの結果の報告は、立入り実施結果報告書(別記様式第6号)により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、少年指導委員の運営に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日公委規程第1号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月21日公委規程第1号)

この規程は、平成26年3月3日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日公委規程第3号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日公委規程第4号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による、改正前の規程により作成された様式で、現に残存するものについては、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (令和3年1月22日公委規程第1号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年1月22日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、当分の間、この規程による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第2条関係）

活 動 区 域	人 員
奈良警察署の管轄区域	6名
奈良西警察署の管轄区域	4名
生駒警察署の管轄区域	4名
郡山警察署の管轄区域	4名
西和警察署の管轄区域	3名
天理警察署の管轄区域	5名
桜井警察署の管轄区域	3名
橿原警察署の管轄区域	5名
高田警察署の管轄区域	5名
香芝警察署の管轄区域	3名
五條警察署の管轄区域	2名
合 計	44名

(別記様式省略)